

令和2年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 令和2年6月29日（月）13：30～

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 役員を選出について
- (2) 新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

3. 協議事項

- (1) 令和元年度事業報告及び決算の承認について
- (2) 生活交通確保維持改善計画（令和3～5年度分）の策定について

4. その他

- (1) 年間スケジュールについて

5. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第2項第1号	規約第5条第1項第1号	会 長	新居浜市	副市長	寺田 政則
				経済部長	河端 晋治
法第6条第2項第2号	規約第5条第1項第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	田所 秀志
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第1項第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	森 敦郎
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	岩佐 隆
法第6条第3号	規約第5条第1項第4号		新居浜警察署	交通課長	井上 哲也
	規約第5条第1項第5号		新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	会長	鈴木 英次
			新居浜市女性連合協議会	会長	宮前 港
	規約第5条第1項第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	次長	越智 千鶴子
		監 事	新居浜商工会議所	総合企画部 担当部長	吉村 卓代
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局総務企画部	地域政策課長	廣井 久典
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査)	菊池 勝二
	首席運輸企画 専門官 (総務・企画観光)	西山 保幸			

事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	藤田 清純
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	主幹	菅 裕二
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	白田 和子

報告事項（２）

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

（名称）

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うほか、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の変更及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- （２） 形成計画の実施に必要な協議に関すること。
- （３） 連携計画の変更及び実施に係る連絡調整に関すること。
- （４） 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （５） 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （６） 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （１） 新居浜市長が指名する者
- （２） 関係する公共交通事業者等の代表
- （３） 道路管理者が指名する者
- （４） 公安委員会の長が指名する者
- （５） 各種市民団体等の代表
- （６） 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- （１） 会 長 1人
- （２） 副会長 1人
- （３） 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長(統括)をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年6月16日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和2年6月29日から施行する。

協議事項（1）

令和元年度事業報告及び決算の承認について

1 令和元年度事業報告

（1）地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施

- ・デマンドタクシー運行事業

デマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を実施した。

デマンドタクシーの登録・利用促進のため、市政だより、出前講座等による広報活動を実施した。

令和元年度末現在の利用・登録状況は、別紙のとおりである。

（2）地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）の申請に必要な生活交通確保維持改善計画を策定し、実施事業に対する評価を行った。

（3）会議の開催状況

- ・第1回協議会（令和元年6月26日 開催）

平成30年度事業報告及び決算の承認について

生活交通確保維持改善計画（令和2～4年度分）の策定について

新居浜市地域公共交通網形成計画における目標の達成状況等について

- ・第2回協議会（令和2年1月23日 開催）

令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

- ・第3回協議会（令和2年3月 書面開催）

令和元年度事業報告について

令和2年度事業計画について

令和2年収支予算について

デマンドタクシー利用・登録状況（令和2年3月末現在）

○登録者数（3月末日現在）

上部西エリア 863世帯 1,276人
 上部東エリア 794世帯 1,137人
 川東エリア 753世帯 1,161人 計 2,365世帯 3,574人
 ※男女構成 男性 1,181人(33.0%) 女性 2,393人(67.0%)
 ※年齢構成 50代まで 356人(10.0%) 60代以上 3,218人(90.0%)

令和元年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 平日122日、土曜日24日)
 ※運行日数は134日で計算(土曜日を半日換算)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,242人	3,062人	22.9人	1,566台	2.0人
上部東エリア	1,102人	4,034人	30.1人	1,653台	2.4人
川東エリア	1,125人	2,596人	19.4人	1,525台	1.7人
	3,469人	9,692人	72.3人	4,744台	2.0人

※利用者内訳 大人3,056人、大人割引者6,636人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,699人・介護126人
 精神障がい者 本人107人
 特定疾患割引 本人68人
 運転免許自主返納者割引 3,636人

利用料収入 3,187,000円

令和元年度下半期(10月～3月) 計(運行日数 平日120日、土曜日25日)
 ※運行日数は132.5日で計算(土曜日を半日換算)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,276人	2,950人	22.3人	1,552台	1.9人
上部東エリア	1,137人	3,903人	29.5人	1,633台	2.4人
川東エリア	1,161人	2,391人	18.0人	1,437台	1.7人
	3,574人	9,244人	69.8人	4,622台	2.0人

※利用者内訳 大人2,649人、大人割引者6,572人・小人1人・無料乳幼児22人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,680人・介護91人
 療育手帳 本人92人・精神障がい者 本人1人
 被爆者健康手帳 本人4人
 特定疾患割引 本人88人
 運転免許自主返納者割引 3,616人

利用料収入 2,967,750円

令和元年度 計(運行日数 平日242日、土曜日49日)
 ※運行日数は266.5日で計算(土曜日を半日換算)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,276人	6,012人	22.6人	3,118台	1.9人
上部東エリア	1,137人	7,937人	29.8人	3,286台	2.4人
川東エリア	1,161人	4,987人	18.7人	2,962台	1.7人
	3,574人	18,936人	71.1人	9,366台	2.0人

※利用者内訳 大人5,705人、大人割引者13,208人・小人1人・無料乳幼児22人
 割引内訳 障がい者割引 本人5,379人・介護217人
 精神障がい者 本人108人・療育手帳 本人92人
 被爆者健康手帳 本人4人・特定疾患割引 本人156人
 運転免許自主返納者割引 7,252人

利用料収入 6,154,750円

2 令和元年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	16,550,640	16,550,624	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	0	16	預金利息金利息 16 円
合 計			16,550,640	16,550,640	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
事務費	事務費	事務費	121,342	121,342	委員出席謝礼 80,000 円 (3 回、@5,000×延べ 16 人) *3 回目は書面開催
					登録証書印刷代等 34,792 円 振込手数料 6,550 円
事業費	事業費	事業費	16,429,298	16,429,298	<p>デマンドタクシー運行事業費 運行業務 計 30,469,048 円 ① ・運行業務 @3,227×4,744 台 @3,280×4,622 台</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費 補助 7,885,000 円 ②</p> <p>利用料収入 6,154,750 円 ③ 大人@500×5,705 人 大人割引者@250×13,208 人 子供@250×1 人 ①－②－③＝16,429,298 円</p>
合 計			16,550,640	16,550,640	

監査報告書

令和元年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 2 年 5 月 25 日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 越智 千鶴子 

監事 吉村 卓代 

協議事項（２）

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)
(令和3～5年度分)の策定について

生活交通確保維持改善計画（案）

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

Ⅰ. 生活交通確保維持改善計画の名称									
新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画									
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性									
(1) 目的 バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。									
(2) 必要性 本市は、バス交通の利用できない地域が人口ベースで約40%と高い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保・維持することが必要である。									
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果									
(1) 事業の目標									
<table border="1"><thead><tr><th>年 度</th><th>目 標</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を3,282人 (令和元年度実績)以上とする。</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させる。</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させる。</td></tr></tbody></table>	年 度	目 標	令和3年度	デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を3,282人 (令和元年度実績)以上とする。	令和4年度	デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させる。	令和5年度	デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させる。	
年 度	目 標								
令和3年度	デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を3,282人 (令和元年度実績)以上とする。								
令和4年度	デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させる。								
令和5年度	デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させる。								
(新居浜市地域公共交通網形成計画 P45～46 参照)									
(2) 事業の効果 デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物といった日常生活に不可欠な移動手段が確保される。また、拠点へのアクセスを確保することにより、公共交通軸のネットワークが連携することで、外出促進にもつながる効率的な運行体系が実現でき、誰もが便利に使える公共交通が構築される。									

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市政だより等による広報活動やデマンド型乗り合いタクシーに関する出前講座を積極的に実施する。（新居浜市）
- ・新居浜市地域公共交通網形成計画中の取組施策を実施する。（新居浜市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・交通結節点(バス停留所・駅・港等)
- ・医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)
- ・金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等)
- ・商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等)
- ・保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等)
- ・公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日～金曜日（日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

土曜日 ①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～

(5) 利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）

小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

(7) 運行台数

セダン型タクシー（定員4人）

月曜日～金曜日（1～6便）2台×3エリア、（7・8便）1台×3エリア

土曜日（1～5便）2台×3エリア

(8) 運送予定者

平成23年1月11日から平成26年9月30日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、令和2年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。

- ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
- ・上部東エリア 有限会社 光タクシー
- ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市 ・事業者（有限会社 東雲タクシー・有限会社 光タクシー・中萩タクシー 有限会社） <p>新居浜市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー有限会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
<p><u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p> <p>（活性化法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要）</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> <p>※該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
<p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> <p>※該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
<p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> <p>※該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性
<p><u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p> <p>※該当なし</p>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意
- ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意
- ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論
- ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意
- ・平成23年 6月29日 23年10月～24年9月までの運行計画を合意
- ・平成23年 9月20日 23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成24年 3月21日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議
- ・平成24年 3月28日 23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成24年 6月19日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議
- ・平成24年 6月28日 25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成24年11月20日 26年10月以降の運行について協議
- ・平成25年 3月25日 25年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成25年 6月26日 26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成25年11月11日 25年10月以降のエリア拡大について協議
- ・平成26年 2月20日 26年10月以降の運行について協議
- ・平成26年 3月28日 地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意
- ・平成26年 6月23日 27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成27年 1月20日 26年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成27年 3月23日 27年度事業計画等について協議
- ・平成27年 6月16日 28年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
- ・平成27年 9月18日 デマンドタクシーアンケート調査について協議
- ・平成28年 1月18日 27年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成28年 3月23日 28年度事業計画等について協議
- ・平成28年 6月28日 29年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
- ・平成29年 1月24日 28年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成29年 3月28日 29年度事業計画等について協議
- ・平成29年 6月27日 30年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
- ・平成29年 9月29日 デマンドタクシー（上部東エリア）運送区間について協議
- ・平成29年12月 1日 地域公共交通網形成計画について協議
- ・平成30年 1月19日 29年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成30年 3月27日 30年度事業計画等について協議、地域公共交通網形成計画を承認
- ・平成30年 6月22日 31年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
- ・平成31年 1月23日 29、30年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・平成31年 3月26日 31年度事業計画等について協議
- ・令和 元年 6月26日 令和2年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
- ・令和 2年 1月23日 令和元年度補助事業に係る事業評価を実施
- ・令和 2年 3月30日 令和2年度事業計画等について協議（書面開催）
- ・令和 2年 6月29日 令和2年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定

18. 利用者等の意見の反映状況

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。
(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成27年10月、8月末現在の登録世帯1512世帯を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成28年10月、アンケート結果の分析を行い、新たに土曜日(1～5便)の運行を開始。
- ・平成30年4月、城下地区を上部東エリアの利用登録可能地区として追加。

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課
関係市区町村	新居浜市副市長(統括)、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、愛媛県東予地方局総務企画部(再掲)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ライダーシステム）

R3年度

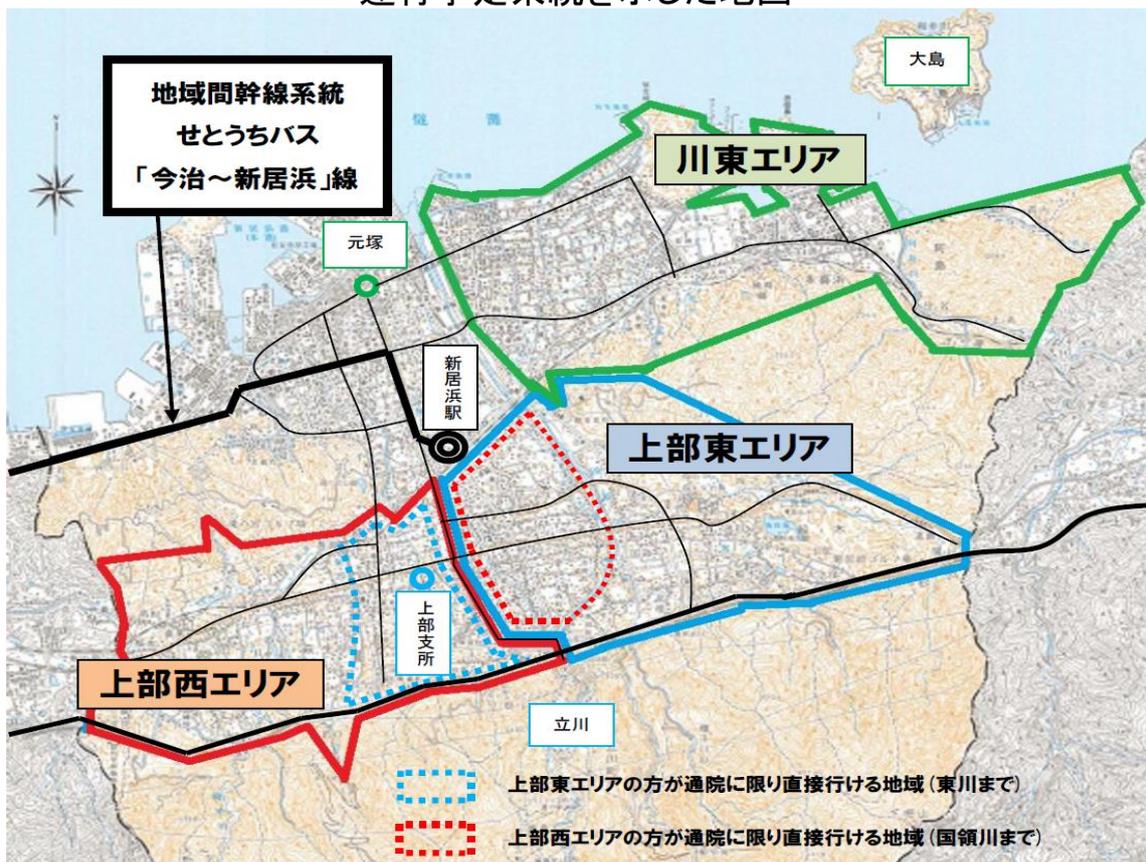
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ライダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	補助対象 地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線の バス停留所(新居浜駅)と接 続
新居浜市	有限会社 東雲タクシー	(1) 川東エリア		川東エリア		往 復 km km	294日	3,916回		区域運行	①		③
	有限会社 光タクシー	(2) 上部東エリア		上部東 エリア		往 復 km km	294日	3,916回		区域運行	①		③
	中萩タクシー有限公司	(3) 上部西エリア		上部西 エリア		往 復 km km	294日	3,916回		区域運行	①		③
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区ほか(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・城下地区)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の区間	運行エリア内で行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西エリア内の東川以東の病院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川以西の病院・指定薬局

【運行ダイヤ等(各エリア共通)】

毎週 月曜日～金曜日、土曜日(1～5便)※日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休

1便	9:00	5便	13:00
2便	10:00	6便	14:00
3便	11:00	7便	15:00
4便	12:00	8便	16:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新居浜市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,199
交通不便地域	351

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
161	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
190	大島	離島振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
新居浜市地域公共交通網形成計画	平成30年3月	

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,199		

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

その他（1）

年間スケジュールについて

令和2年度の会議開催は、4回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	会 議	事 業
R2	4		デマンドタクシー運行事業
	5		
	6	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回会議 ・令和元年度事業報告及び決算の承認 ・生活交通確保維持改善計画の策定について 	
	7		
	8		
	9	●第2回会議	
	10		
	11		
	12		
R3	1	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回会議 ・地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 	
	2		
	3	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回会議 ・令和3年度事業計画及び予算の決定 	

※デマンドタクシーの出前講座については、随時実施予定

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

(中略)

4 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(生活交通確保維持改善計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 二の2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
- 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）
- 七 外客来訪促進計画との整合性

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。